

IP通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2025年8月12日現在	
～2025年8月11日	2025年8月12日～
(I P 通信網契約者が行う I P 通信網契約の解除) 第14条 I P 通信網契約者は、I P 通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ I P 通信網サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。	(I P 通信網契約者が行う I P 通信網契約の解除) 第14条 I P 通信網契約者は、I P 通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ I P 通信網サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。 <u>なお、当社が必要と認める場合は、I P 通信網契約者からの申し出により、解除の前に I P 通信網サービスの利用を中止することができるものとします。</u>
	<u>附 則（令和7年8月7日 C A S 1 サ第000400008400-01号）</u> <u>この改正規定は、令和 7 年 8 月 12 日から実施します。</u>